

## 美馬市社協自主防災訓練助成金交付要綱

### (目 的)

第1条 災害時、「自分たちの町は自分たちで守る」という地域住民が一体となって小地域を単位とした、特に避難行動要支援者（災害時要援護者）に対する援助体制の検討を行い、自主防災会を結成し、災害に強いまちづくりに向けて住民・行政・消防・社協と共にめざしてきた。

この要綱は、自主防災会が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるように、平常時における組織活動を促進し、地域福祉を推進するため、予算の範囲内で、活動助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (自主防災会)

第2条 この要綱において「自主防災会」とは、美馬市長に「自主防災組織結成届」を届出されたものをいう。

### (交付の対象とする活動)

第3条 活動助成金の交付の対象とする自主防災会の活動の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 防災訓練

ア 消火訓練

イ 救出救助訓練

ウ 救命・救護訓練

エ 避難・誘導訓練

オ 情報収集・伝達訓練

カ 給食・給水訓練

キ 避難所設営・運営訓練

ク 災害図上訓練（ささえ合いマップの見直し）

ケ その他社協会長(以下「会長」という。)が適当と認めたもの

### (交付基準)

第4条 自主防災会に対する活動助成金は、社協会員会費納入自治会に限り、次の表に掲げる活動の規模及び種別ごとに、当該各欄の金額を交付する。

年1回の活動に交付できる金額	
1回の参加人数	訓練を行った場合
～ 20人まで	3,000円
21人以上 ～ 40人まで	5,000円
41人以上 ～ 60人まで	7,000円
61人以上 ～ 80人まで	9,000円
81人以上 ～ 100人まで	11,000円
101人以上 ～ 120人まで	13,000円
121人以上	15,000円

(交付申請)

第5条 活動助成金の助成を受けようとする自主防災会の代表者は、第3条に規定する活動を実施したときは、自主防災組織活動助成金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる申請書は、活動を実施した日から起算して1ヶ月以内に提出するものとする。

3 前項に規定する期日を越えた場合は、交付できないものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する活動助成金の額を決定する。

2 会長は、前項の規定により活動助成金の額を決定したときは、自主防災会活動助成金交付決定通知書(第2号様式)により助成申請書を提出した自主防災会の代表者に通知する。

3 会長は、第4条第1項に該当しないと判断したときは、自主防災会活動助成金不交付決定通知書(第3号様式)により助成申請書を提出した自主防災会の代表者に通知する。

(交付)

第7条 活動助成金は、前条第1項による交付決定後、原則として、自主防災会の代表者の指定する金融機関の預金口座に振込むものとする。

(返還)

第8条 会長は、活動助成金の交付を受けた自主防災会の代表者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(使途)

第9条 自主防災会は、交付を受けた活動助成金の使途を明確にしておかなければならない。

附 則 (施行期日) この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(施行期日) この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

(施行期日) この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

(施行期日) この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。